

4 . 経営関係

4 (1) 「日本型畜産経営継承システム」とは、具体的にどのようなものか。

(答)

1 畜産経営がゆとりある生産性の高い経営を実現するためには、高度な飼養管理技術を習得し、労働時間の短縮や効率的な飼養管理等を推進することが重要です。

しかし、畜産経営を新たに開始するには、農地の確保、施設・機械の整備、家畜の導入等多様な準備が必要であり、初度的投資が大きく資金回転が遅いなど、他作目にはみられない特徴があることから、特に、離農跡地や後継者不在の農地・施設といった貴重な資源を有効に活用し、経営基盤を整備することによって、円滑に継承していくことが重要となっています。

2 このため、農林水産省では、昨年度、「経営継承の円滑化」をテーマとして「日本型畜産経営継承システム検討委員会」を設置し、「賃貸後譲渡方式」、「長期貸付方式」、「法人化方式」、「経営委託方式」等、我が国の実態に合った「日本型畜産経営継承システム」の構築について検討を行ったところです。

3 後継者がいない健全な経営等について、その農地・施設等を経営を中断させることなく、新規就農者等へ円滑に継承するためには、農業関係機関等が新規就農希望者と経営移譲予定者等の意向を十分に把握し、必要な情報提供を行うことによって両者をマッチングさせることが必要となっています。

また、新規就農においては、いかに農業技術を習得し、農地・資金等を確保するかが鍵であり、地域の実情に応じて、受入市町村等における支援体制を充実させることが重要となっています。

4(2) 肉用牛繁殖経営について、畑作・酪農の複合部門としての新規参入は、具体的にどのようなものを想定しているのか。

(答)

1 耕種経営については、

(1) 家畜のふん尿を堆肥として耕地に還元できること、

(2) 農場副産物や稲わら・麦わらなどの未利用資源が活用できることに加え、転作田・耕作放棄地を自給飼料生産に活用できること、

(3) 肉用子牛生産者補給金制度により経営の安定が図られている肉用繁殖雌牛部門との複合により所得の安定・確保が図られること

等のメリットを勘案したにより、農業経営の安定が図られるものと考えています。

2 畑作経営については、農場副産物や稲わら・麦わらなどの未利用資源を活用することや、転作田・耕作放棄地を有効活用することにより、肉用牛繁殖経営を新たに開始することを想定しています。

3 酪農経営については、フリーストール牛舎の新設や規模拡大等に伴い、牛舎を新設した酪農経営の旧牛舎を有効活用し、肉用牛の飼養を開始することを想定しています。また、後継者に経営移譲した旧経営者等が、既存の飼料用機械や飼料畑を活用することを想定しています。

4 新たに肉用牛の繁殖経営を始めるにあたっては、技術的な問題を解決したり、ある程度の子牛生産頭数を集める等、地域における取組みが重要と考えられます。

4(3) 搾乳ロボットを用いた経営指標を示すべきではないか。

(答)

平成11年度酪農全国基礎調査結果によると、パイプラインミルク方式の普及率は約7割、ミルクングパーラー方式は約1割となっており、国が示す代表的な指標として、ある程度普遍性を持たせる観点から、これらの搾乳方式を指標としてお示ししたものです。

一方、搾乳ロボットは、生産性向上のため今後普及が見込まれるところですが、現在のところ全国で20戸程度しか導入されておらず、代表的な経営の姿として国の指標の中で示すべき段階には至っていないと考えています。

4(4) 東海や近畿では、乳用後継牛が自県では確保できず、また、北海道でも交雑種生産や更新率の高まりにより後継牛の需給がひっ迫するのではないのか。後継牛の確保について、どのように考えているのか。

(答)

- 1 後継牛かF1生産かの選択は、酪農家自らが経営的な判断に基づいて行うべきものであり、国としては、その判断に必要な乳用牛への黒毛和種の交配情報を四半期毎に酪農家等に提供しているところです。
- 2 乳用種への黒毛和種の交配状況は10年第3四半期をピークに減少に転じていることや12年度から肉用子牛生産者補給金制度において乳用種とF1が等から、今後交雑種生産が著しく増加していくとは考えにくいところですが、交雑種生産が乳用牛の改良に影響を及ぼさないよう、雌牛を能力に応じて選択的に利用し、優良な後継牛を確保する事業（優良乳用牛群整備促進事業）を実施しているところです。

4(5) 規模拡大により資金需要額が増加している中、保証をめぐる情勢も厳しく、農家の担保等も十分でない。こういった農家へ資金借り入れができるような支援をお願いしたい。

(答)

農林公庫資金および農業近代化資金の融通については、担保・保証人の徴求の弾力化により資金借入の円滑化が図られるよう努めること、また、農家の信用力を補完し、農業者の資金借入の円滑化が図られるよう農業信用保証保険制度が措置されていますが、この保証引受においても担保・保証の徴求の軽減に努め、被保証者に過重な負担をかけないよう留意すること等を内容とする「農業指導金融等に係る運営方針」が示されています（平成12年6月8日付け12農経A第799号農林水産省経済局長通知）。

都道府県においては、この運営方針に沿って農協等関係機関への指導等が実施されているところですが、資金の融通に関しては、最終的には個々の実情に応じて判断されることとなりますので、個別に農協等融資機関へご相談願います。